

「三条教則」
關係資料（十二）

本号は

- 『三則説教幼童手引草』 柴田遊翁（明治六年十一月）
 - 『三則説教心学道しるべ』 一編 柴田遊翁（明治六年十月）
 - 『三則説教心学道しるべ』 二編 柴田遊翁（明治七年十一月）
- の三点を収める。

解題

『三則説教幼童手引草』 柴田遊翁（明治六年十一月）

本書は、版本、一冊、和装袋糸綴である。表紙題簽に「三則説教幼童手引草 完」とあり、扉に「官許 中講義文軒柴田先生著 三則説教幼童手引草 京師 花説堂藏梓」とある。巻頭に、柴田遊翁の門人上田貞幹による「叙」（三丁）があり、同じく上田貞幹の聞書きによる「本文」（十二丁）が続く。計十四丁より成る。巻末に、「明治六年十月官許 同十二月雕成」とあり、末尾に発行書肆として「東京日本橋壹丁目須原屋茂兵衛、同日本橋二丁目須原屋新兵衛、同川瀬石町角京都村上出店、大阪本町四丁目書籍会社、同安土町四丁目書林会社、京都東洞院三条上村上勘兵衛、同三条通御幸町角大谷仁兵衛、同富小路通三条下遠藤平左衛門版」と三府の発行書肆の広告を付す。

著述者は、近世末期の石門心学者、心学道話の達人として世に知られた柴田鳩翁の嗣子柴田遊翁である。遊翁は諱を武修と称し、幼名は熊五郎、のち一作とあらためている。号は艾軒。生國は越前国大野、大野藩士 笹島氏の出身で、文化六年の生まれである。大野藩は心学者薩埵徳軒さつたとくせん以来、石門心学との関係が深く、同じく心学者柴田鳩翁らを招いて領内教化のため、巡回道話をさせたりしていたが、 笹島氏も家臣として心学を深く受容していた。ただ鳩翁はこの頃盲目の状態で遠行不自由となっていたため、天保二年、大野藩および 笹島家は熊五郎を特に選んで鳩翁に師事させ、心学修行をさせることになった。 笹島熊五郎二十三歳の時であった。これがのちの柴田遊翁である。以後熊五郎は鳩翁に随侍し、その薰陶を受けた結果、天保四年には鳩翁に請われて柴田家の養嗣子となつた。その後は心学者として立ち、鳩翁の代わりに諸国遊説をおこなうようになつていった。その数、山城・越前・加賀・美濃・尾張・近江・伊勢・伊賀・丹波、丹後・摂津・播磨・美作、そして遠くは豊前等の十数ヶ国におよぶ。安政年間、京都心学の中心であり、明倫舎・時習舎と並ぶ「三舍印鑑」授与の心学講舎であつた修正舎に住してこれを再興に導いている。維新後

の明治六年二月教導職少講義となり、さらに中講義となるが、明治の御代になつてからは中風を患らい、明治七年十二月十九日六十六歳で没した。父の鳩翁と同じく菩提寺の京都昌福寺に葬られている。遊翁の人となりは、文字どおり温厚篤実であつたという。また、文久元年に妻を失ない、のち門人であつた京都所司代の幕臣上田貞幹の娘を後妻に迎え、一時は上田貞幹の屋敷に住したこともあつた。したがつて、本書の聞書きも単に門弟であるという立場以上の深い関係があつたわけである。遊翁の著作は決して多くはないが、何といつても心学道話の白眉とされ、広く読まれた『鳩翁道話』、この聞書きは武修こと遊翁の筆記があつたればこそ、今日においても読み知ることができるのである。その功は大と言わねばならない。そのほか、著述としては本書以外に『中庸蛇足弁』、『三則説教心学道しるべ』一編、『同』二編が存する。なお、遊翁の子には柴田謙堂、謙堂の子には柴田実（先年物故、京都大学名譽教授、歴史学、心学明倫舎舎主）と、代々にわたつて石門心学の道統を承継しているのである。

さて、本書の内容は書名からもわかるように、子供たちを対象としているため、きわめて平易な文言で語りかけていて、説教の形態も道話形式、道話本のまさに典型と言つてよい。さらに本書を眺めると、たとえば「京はいふに及はず大坂へゆかふが東京へゆかふが、長崎へゆかふが松前へゆかふが、あめりかへゆかふが天竺へゆかふが……」あるいは「日本といふ国は有がたい国で正直な無理のない手厚い國じやと」、また「人といふものは無理のないのが生れ付じやに依て、」などと説く口調、そして時折、道歌を織り交ぜて説くところなど、父鳩翁の『鳩翁道話』とまるでそつくりであることがわかる。童蒙を対象にした点から敢えて言え、本書は心学道話の一歩手前の心学「ぜんくん前訓」（子供たちの行儀挨拶等を含めた訓育以前の日常生活に関する教え）と言つてもよいであろう。ただ、聞書きという道話本の形態はとつているが、実際に対象に向かつて口述したというより、最初から読むために述作されたものとも考えられる。

さらに言えば、「敬神愛国」の意を、心学の立場から日常卑近の実践生活に結びつけて説く点などが、本書の特徴

であるとも言えよう。

なお、翻刻収載については國學院大學「河野省三博士記念文庫」所蔵本に依った。

『三則説教心学道しるべ』一編 柴田遊翁（明治六年十月）

本書は、版本、一冊、和装袋糸綴である。表紙題簽に「三則説教心学道しるべ 全」とあり、扉に「明治六年十月 発行 中講義艾軒柴田先生著 三則説教心学道しるべ 京師 修正舎藏梓」とある。巻頭に久我建通（文化十二年—明治三十六年）による三条教則の和歌一首「三条教憲 権少教正建通 みたからにならふ三種のみことのりいつこの民もあふかさらめや」（半丁）を掲げ、ついで「聞真在信其子和之 明治六年神宮大宮司 本荘宗秀」と記した当時の神宮大宮司 本荘宗秀による「題字」（三丁）および、遊翁の門人木村吉保による「題言」（明治六年八月）一丁が続く。そのあとに「本文」は遊翁の口述、門人上田貞幹の聞書きとなつていて二十一丁（内訳は三条教則の第一条が九丁、第二条が六丁、第三条が七丁）である。巻末に「官許 明治六年十月発行 京都 修正舎藏版」とあり、以下「東京横山町一丁目出雲寺万次郎、同日本橋川瀬石町角村上勘兵衛出店、大坂本町四丁目書籍会社、西京東洞院三条上ル町村上勘兵衛、同三条通高倉東入出雲寺文次郎、同柳馬場御池下ル町北邨四郎兵衛、同三条通御幸町角大谷仁兵衛、同御幸町姉小路上ル町藤井孫兵衛」と書林広告（半丁）があり、計二十七丁より成る。

著述者の柴田遊翁については、先述したので省略するが、題字揮毫の本荘宗秀、この人物は心学と関係があつた人なので少し説明しておくと、もとは丹後国宮津藩の藩主である。維新後は明治六年一月神宮大宮司となり、みずから巡回布教して神宮の教化宣揚に尽力し、同時に禊教にも熱心な人でもあつた。この本荘宗秀は明治五年、石門心学の開祖石田梅岩が隣国の丹波亀岡の出身であつたということ、心学が庶民の道徳教化に優れた功績があつたということを知つており、その心学者たちのなかには禊教関係者もいた、というような事情から心学には好意を持つていた。当

時、心学は、維新期宗教行政の荒波を受け衰微の極という状態とて、宗秀は心学を神道の部属に参入させようと周旋したことがあった。事実、その関係でかなりの心学講舍が明治六年三月に「神宮教会」付属となり、さらに大教院にも属した時期もわづかではあるが、あつたのである（この点については拙稿「明治・心学と宗教行政」、本学会「紀要」復刊第十号所収、平成五年十二月、を参照されたい）。本書の題字揮毫も、このような心学との深いかかわりに依るものであること疑う余地はない。

内容的には、読書対象が成人というだけで先の『三則説教幼童手引草』と同様、平易に日常の実践生活に引きつけて、かつ道歌などを適宜織り交ぜながら説く心学道話の形態であることが特徴と言えよう。そして、三則の遵守が窮屈的には私心私欲を去ることにつながるというところなどは、まさに心学的解説の本領とすべき点であろう。本書は遊翁が居住していた心学講舎「修正舎」よりの上梓であるが、それは、この三条教則の遵守喩伝をもつて心学復興の一助としたいとする念願よりのことであつたのではないだろうか。

なお、翻刻収載については國學院大學「河野省三博士記念文庫」所蔵本に依った。

『三則説教心学道しるべ』二編 柴田遊翁（明治七年十二月）

本書は、版本、一冊、和装袋系綴である。表紙題簽に「三則説教心学道しるべ 二編 全」とあり、扉に「明治七年十二月発行 中講義艾軒柴田先生著 三則説教心学道しるべ 二編 京師 修正舎藏梓」とある。ついで遼富居士山内輶なる人物による「叙」文（三丁半、紙幅の都合で掲載は省略した）があり、「本文」（十七丁半）が続き、巻末に「心学遊翁道話 初編近刻 京師 修正舎藏版 官許 明治七年五月同十一月発行 書林 京二条通堺町西へ入ル町林芳兵衛、同堀川通二条下ル町井上治兵衛」とある。「遊翁道話」の近刻宣伝広告（半丁）と、「東京横山町一丁目出雲寺万次郎」以下九軒の書林広告（半丁）を付す。合計二十二丁より成る。

内容および叙述形態は、一編と同じく遊翁の口述、門人上田貞幹の聞書きという心学道話本である。ただし、先述したように遊翁の三条教則に関する口述、聞書きは、この三冊ともいづれも同じであるが、遊翁が没したのが、本書成立と同じ七年十二月であり、それ以前から罹病の状であった点からみて、やはり最初から道話形式によつて書かれたものと見るほうが自然であろう。そして、言葉の表現に関しては「考て御らうじ」、また「おれが／＼の身勝手といふものを一々切てさへ仕まへば、忠も孝も一切人の道は自由につとまる也。」など、まさに心学だけの持つ独特の言いまわし方が顯著に見られるのである。

また、本書は三条教則の一の箇条解説ではなく、三ヶ条全体を網羅しつつ、心学的解説により説き示した、いわゆる第一編の補助統編と見るべきである。

いざれにしても、石門心学の立場から三条教則を衍義したものは、この三点を数えるのみであり、その意味では、神道人、仏教僧侶のものと比べて、言葉の使い方の面において、石門心学独特的の雰囲気が横溢し、面目躍如とした感が特徴的であつて珍しいものである。よつて三點まとめて掲載することとした。

なお、本書の翻刻収載については國學院大學「河野省三博士記念文庫」所蔵本に依つた。

(三宅)

凡例

凡例については前号にしたがつた。

『三則説教幼童手引草』 柴田遊翁（明治六年十一月）

明治第六年小春日

門人 上田貞幹謹誌

遊翁先生之教人也。博引類。近取譬。不啻惇々然不倦。亦能使人樂其說而不倦。至雖齠齧之蒙終席之間有宛如坐春風中之色。蓋非其說徒悅人也。亦惟由有至誠足感化興起人心者乎。先生抱疾六年于此矣。凡事有一点触念頭。則體為之麻痺。是以久廢講學。放下百事。所以自称遊翁也。而方今國家開明。官特置教部。始立之制。使神仏殊途之教要歸於三則焉。於是緇素教導官巡行都鄙。教化太盛。而以我心學之教為正理能易入人心。使布其教。又命先生補中講義之職。先生以沈痼在身之故。固辭三四。不允。噫。際會此隆運。若使先生無麻痺之患。則石門之學。亦當有大振起耳。豈不遺憾乎。先生家居偷病間。而僅講三則之教。真幹扶持每在傍。因慮數不得聞其說也。陰懷紙筆。隨其所說而記之前既刻一書。題曰三則説教心學道志留傳。今亦將刻此書。先生不肯曰。是等瑣說。徒塞曠

三則説教幼童手引草

中講義柴田遊翁述

門人 上田貞幹聞書

敬神愛國ノ旨ヲ体スヘキ事

此度この三則といふ事を御上に御立なされ、この大日本國の御規則と申して、御教の手本と御定めなされた事ぞ、此節方々に説教と申して、人へ説て御聞せなされる。ソコデ御年のいた人は其處へ往て御き、なさるが、まだ何処にも子達への説教と申してはない事故、今日はおまへ方を、これへあつめて、子達は子たち相応の説教をして御聞せ申す事じや。

先此三則の第一ヶ条は、敬神愛國の旨を体すべき事といふ事じや。敬神とは神様を大切にする事じや。其大切に

職之責耳。桜木何咎。莫以与玷辱也。貞幹曰非敢公于世。以此視兒女子。聊代齒牙之勞。復欲為使之感化興起之一端而已。先生笑而不応。遂附削廄氏為之叙。

三則説教幼童手引草叙

遊翁先生之教人也。博引類。近取譬。不啻惇々然不倦。

亦能使人樂其說而不倦。至雖齠齧之蒙終席之間有宛如坐春風中之色。蓋非其說徒悅人也。亦惟由有至誠足感化興

起人心者乎。先生抱疾六年于此矣。凡事有一点触念頭。

則體為之麻痺。是以久廢講學。放下百事。所以自称遊翁

也。而方今國家開明。官特置教部。始立之制。使神仏殊

途之教要歸於三則焉。於是緇素教導官巡行都鄙。教化太

盛。而以我心學之教為正理能易入人心。使布其教。又命

先生補中講義之職。先生以沈痼在身之故。固辭三四。不

允。噫。際會此隆運。若使先生無麻痺之患。則石門之學。

亦當有大振起耳。豈不遺憾乎。先生家居偷病間。而僅講

三則之教。真幹扶持每在傍。因慮數不得聞其說也。陰懷

紙筆。隨其所說而記之前既刻一書。題曰三則説教心學道志留傳。今亦將刻此書。先生不肯曰。是等瑣說。徒塞曠

する仕様は、神様の御心にかなふ様にするのじや。どふすると神様の御心にかなふであらうぞ。何も外に仕ようはない。皆おまへ方には御両親がある。其御ふたりの親達の御心に背かぬ様にする事じや。これは此方の申すのではない。むかしの聖人と申してかしこい御人の仰せおかれた事で、我親をはじめ奉公すれば御主人の仰せ、兄様があれば兄様又嫁入しては舅姑夫の心に背かぬ様にすれば、すべて神様の御心にはかなふものじやと太鼓ほどの判をおして御うけ合なされた事が書物にいふてある。

外の神様がある。どなたにも御両親があれば其御両親をば内外の神様じやとおもへといふてある。夫故におまへ方も日々御両親の御心に背かぬ様、第一に顔つきをにこ／＼して、朝から晩まで此にこ／＼顔の離れぬ様にするがよい。人はよいのが生れ付故、にこ／＼した顔の嫌ひナ人は一人もない。夫故にこ／＼顔の離れぬ人が一人あると、直にそれを見習ふて、おい／＼に隣が出来、あちらもにこ／＼こちらもにこ／＼。そふいふ所へは笑ふ門には福来るといふて、商売は繁昌する病人はない様に成る。出世發達はもとよりの事。こふいふと夫では何もせずに、ヲホ／＼と笑ふてさへるればよい歎とおもふ子たちもあらふが、そふではない。親の心にかなはふとおもへば、親達の悦ばしやる様にせねばならぬ。親達の悦びは何であらふぞ。我子の嬉しさふな顔を見るか此上もなない悦びなり楽しみじや。この嬉しさふな顔はこしらへては出来ず、真実と、様大事、か、様大事と思ふてゐると、いつのまにやら顔がやさしう成て返事もまたかるう出る。ある人の道話の本を見た中に

　　あい／＼と返事よければむつまじく心に不足あれば

不返事

といふて何ぞ心に面白うないと思ふ事があると直に頬べたがふくれ、返事が重うなる。奇妙な物で心に思ふ通りが顔へ出る。夫て前にもいふた通り、朝早う起て神様を拝み、又御先祖に御礼を申して面々のあたりまへの用事をつとめてゐれば、服はらの中に少しもとがめる事がない。ソコデ顔つきものんどりして詞もやさしう何を云付られてもはい／＼と心よふ返事が出る。此通りの心で神様をおがむと、いつでも御受がある。夫をば朝は目がさめて有ても、寝所にじつとしてゐてやかましう云て起されてから、やう／＼と起て出て、聞くにいうがひ手水をして、むしや／＼とした心のまゝで、拍手ばかりポン／＼打て拝んだとて、神様はそしらぬぶりしてあちらむいてござる。其苦じや神様といふものは鏡の様なもので鏡は何でもこちらからうつす通りが移る物で、こはい顔して鏡見ると、鏡もまたこはい顔してゐる嬉しさふな顔じやと又その通りがうつる。こちらがこはい顔してゐるのに鏡の中は嬉しい顔してゐるといふ事はない物じや。是でよふ考へてみねばならぬ。別して朝は一日の始で、一日の内

には、親に離れるやう兄弟にわかれれるやら、此からだに病が出るやら、又どぶいふ事で怪我するやら、とんとわからぬ。大事の一日常じやに依て、朝起るから神様の御機嫌のよい様にしておかぬと、どんな難儀に逢はふやらしれぬ。こわい事じや。夫故に先第一に御両親の御心にかなふ様にしておいて神様を拝む。これをおまへ方の敬神といふのじや。また愛国といふ事は、只今申した通、親達の御気に背かぬ様とおもへば、第一に無理をせぬ様にするのじや。人はもとより無理のないのが生れ付故、無理さへせねば。親御へは孝行になり、御主人へは忠儀になり、兄弟は中よふ成嫁入したら先方の親達へも其通り。又夫へは貞女の勤が出来友達に交はつても其通りで無理さへせねば中のわるうなる氣遣ひはない。此無理せぬ事が癖になると、商売しても同じ事で、無理すると心わるうてならぬ故、商ひ物にも如才なふ、代呂物に念を入れて、何事をするにも無理がないと、よる人さはる人が皆々感心して、あの人を見習へといふ様に成る。其通りに人の手本に成ると、京はいふに及はず大坂へゆかふが東京へゆかふが、長崎へゆかふが松前へゆかふが、あめ

りかへゆかふが天竺へゆかふが、誰ひとりわるいといふ人はない。みなく感心してこれを見習ふ。ソコデ世界の人が皆よい人になり、これを愛国といふ。愛国といふ事は國を愛するといふ事で、國といふは此日本の事。愛するといふは可愛がる事。てうどおまへ方を御両親がかわいがつてござると同じ事で、どふそ病の出ぬよふ、怪我をせぬよふ、人ににくまれぬ様人に誉られる様、笑はれぬ様と、明ても暮てもおもひ通し。何でまた親は其様に思ひ詰にしてござるであらふぞ。何にも外の事ではない。只おまへ方を一心に大事くとおもふてござる斗りの事じや。此通りで愛國といふ事は、此御国をば大事くと思ふ事で、大事とおもふに付ては此御国の人を、よその国から迄も誉て貰ふやうにするのじや。今申した通りで少しも無理なしに物事をすると、世界中の人の手本と成て、日本といふ国は有がたい国で正直な無理のない手厚い國じやと、遠いから天竺迄も評判が廻る様に成たら、夫ほどの愛國といふ物はない。体すべき事とあるは此事をわすれぬ様にせよと仰らるゝ事じや。サアどぶじやナ男の子も女の子もよふ合点が往ました歟ナ。

拙また第二ヶ条目は天理人道を明らかにすべき事とある。これはちとむつかしいが、しかし子達は子達相応で、子供じやに依て天理人道が明らかに成らぬといふ事はない。先ちよとおまへ方に尋て見よふが、人をだましたりうそついたりすると、腹の中は何ともない歟。又心わるい歟どふじやな。よもや此中にうそを云たり人の物を隠したりしても、服の中がらくなといふ人は有まい。もしわるい事しても腹の中が何ともないといふ人有たら、それは人といふ物ではない。人でさへ有たら、いづれ心わるいに違ひない。これは何處であらふぞ。元来人といふものは無理のないのが生れ付じやに依て、此通り心に受ぬのじや。此道理を合点して、ひよと無理がしたぶ成たら、わが腹の中へ問ふて見て、工合がわるう覚へたら、ハ、ア拙は人といふものは無理のならぬのが生れ付じやとたしかに知れたらば、それがおまへ方の天理を明らかに云物じや。尤天理といふものと人道と云ものと二ツあるのではない。天には少しも無理はない。其無理のないのが天の道理。人は其天のわかれじやに依て、本家のいひ付通りを守て無理さへせねば、先に申シた通、親も

悦ぶ主人も悦ぶ夫も悦ぶ兄も悦ぶ。御師匠さまも悦ばしやれば友達も皆悦ぶ。親類も悦び得意先も悦ぶ。世界中が悦ぶ。此通り人の悦ぶ様にするより外に人の道はない。そふするとおまへ方只今申通り腹の内にわるいとおもふたら、ふつりと思ひ切て、心にとがめる事はせぬ様にさへ成たら、夫が天理人道を明らかにするといふ物じや。扱また第三条には皇上を奉戴し朝旨を遵守せしむべき事と仰られてある。是はとふした事じや。皇上とは御上様の事。奉戴とは御上様は有がたい物じや。大切なものじやと思ふて、毎朝神様を拝む時に、只今は天子様は東京にござらせらる、故、東の方に向ひて拝むときに、今日も結構に御恩を蒙りまして有がたふござりますと、声を立てはいはひでも、其通りを心に思ふて拝む事じや。其心に成てゐるを皇上を奉戴するといふ。また朝旨を遵守せしむべき事といふ事は御上の御触通り仰付けられた通りを大切に守る事じや。むさ／＼する事はならぬ。穴一する事はならぬと仰出されたらば、たとひ人は見て居よぶが、見て居まいが、裏であらふが、庭であらふが、まねにもする事はならぬ。何事も是と同じ事で、先程もく

れ／＼申た通りわるいと氣のつむた事はけし程もせぬやうにする事じや。何故なれば神様といふも御上様といふも、文字こそ違へ、よみは同じ事で、天照太神様と申上る御方様より百何十代と、御代々御つゞき有せられて、只今の天子様じや。夫故に只今の天子様が取も直さず天照太神様と同じ事で、生た神様と申すが只今の天子様じや。又御上のそれ／＼の御役人様がたは、其生た神様の御心をうけついで御世話なさる事故に、やはり同じ道理じやぞへ。もとより天照太神様と申す御方は少しでも無理する事は御嫌ひじや。夫故に神は正直の頭に宿るといふて、正直な人で有たら神様はいつも御守り通じじや。正直といふ事は無理のないといふ事じや。其無理のないのは神様の御すき故、夫で正直の頭にやどるといふ事は無理のない人でさへあると、神様が御守りなさるのじや。其太神さまの御子孫と申上るのが、只今の天子様ゆゑ、ソコデ只今の天子様も又無理は御嫌ひ故。只無理のない様にせよと仰出さるゝ。これを朝旨といふ。其通りを大切に守りて無理せず無理いはず腹の内にわるいと思ふ事はせぬ様にすると、先程から申シた通り、人が皆これを

見習ふて手本にする。其手本に成たら、それが朝旨を遵守せしむるとて、おまへ方が人に此通りに御上さまを大切になされ、大事に御守りなされといはひでも、自然と

人に教へる道理になる。夫を遵守せしむると申すのじや。

夫故に三則々々といへば、誠にむつかしい様なれど、つまる所わが生れ付た通りにさへすると、三則にかなふ事でこれより外に仕様はない事じや。まだ／＼いろ／＼申シたい事もあれど、あまり長い事いふていると、子達は退屈が起る故、先今日は此辺でやめにいたし、又々かさねてゆる／＼御咎申しませふ。

三則説教幼童手引草 終

題言

『三則説教心学道しるべ』一編 柴田遊翁
(明治六年十月)

艾軒柴田先生其性質篤実温厚にして深く我道の奥妙を窮め給ひ春陽の万物を發育し秋露の滋養するか如く迫ならず緩ならず教導し玉ふか故に自ら知らず／＼道に趣く者少からず。さるに往し年不斗中風に染させ給ひ六とせ余り床に有ながら尚我を忘れて引入し玉ひしに赫々たる浩天至仁を余し給はす。此度講義の重任を蒙り玉ふについても三則の大意を口授し玉ふ事怠りなく寔に教て倦すといふへし。依て予か同門の上田貞幹聞書なる物を梓木に鑄め世に公にせは師講席に臨み口教に増るの功有んと只管に乞ふと雖も病耄の朦言化に漏すべきに有らすと免し玉はざるを予俱々切に乞ふて止す。終に面を冒して剖廟氏に与ることゝはなりぬ。題して心学道しるべと云。

明治六年八月

門人木村吉保

三則説教心学道しるべ

中講義 柴田遊翁述 門人上田貞幹聞書

敬神愛國ノ旨ヲ体スヘキ事

今般此三則を立て、皇國の御教の規則となし給ひ、まづ最初に敬神愛國の旨を体すべき事を仰出されたるは、誠に深き思召のあらせらるゝ御事也。敬神とは神を敬まふといふ事にて、神様を大切にする事。先第一に天照皇太神を大切に敬まひ奉り、猶またもろ〳〵の神達をうやまひ奉る事をいふ。しかしもろ〳〵の神達と申せば、八百よりぞと申て、限りもない神達にて、逆も押し尽されねば、天照皇太神様を押し奉る内に、一切の神々様への御札はこもつてあるなり。尤其中にも其土地々々の氏神、これは皆其所々を司どり守らせ玉ふ御事なれば、別段に押まねばならぬ筈也。いづれにしても、敬神とは神様を大切にする事をいふ。全体此日本神國に生れて、神さまをうやまひ大切にするはしれた事を、あらためて加様に仰出さるゝは何故ぞと申すに、此神様をうやまふといふは、只神前にかしこまつて、うや〳〵しく押み、又備へ物をするといふても、随分清らかにして、一家の上でい

へは、神の棚の帰除から、すべて汚れ不淨のない様にして、大切にする事とばかり心得た人も多いが、これも神様をうやまふにちがひはなけれども、夫ばかりを敬するとは申されず、元來この敬といふ事は、たゞ向ふた物斗りに成ていさゝかも心の外へちらぬ事を申た物で、神様に向へば、たゞ神様斗で、わが身の事はもう少しも思はぬが敬の至極也。すでに支那の教にも、宋の文天祥が忠孝の贊に、敬父如天。敬母如地といふてある。わが父母をば天地のごとくにうやまふとは、どのよふにする事であらうぞ。何の別にかはつた事するのではない。たゞ雨ふりには傘をさし下駄をはく。日よりには草履をはく。これが敬といふもので、此外に仕やふはない。此通りで、親のいひつけに少しも背かず。たとひ何やふな気に入らぬ事をいはれても、たゞはい〳〵。たとへていはゞ、わが気に入た事を親からいはるゝは日よりの様なもの。又気にいらぬ事をいはるゝは雨ふりの様な物じや。今わが気に入らぬ事を親がいはれたとて、直に頬ふくらし、はい〳〵の返事の出ぬは、雨が降ても傘をさす事はいやといふと同じ事じや。たとひ何よふな氣まゝな人で

も、雨がふれば傘さし下駄をはきて、別に天道さまへ恩にきせてゐる人もない物じや。此通りで、何事も親のいひつけに背かぬを如レ天如レ地すると申た物じや。是もまた世間の人は親のいひ付に背いてゐれど、わしは此通りで少しも背いてはゐぬといふ様な心がいさゝかでも有たら、それは敬といふ物ではない。只親ばかりに成て我を忘れた所が眞の敬といふ物じや。大津の餉屋何がしの娘が、年八才で前訓といふ教を聞いて「孝行はわしやむつかしと思ふたに只、あい／＼といふてよいもの」とよんだ事がある。此あい／＼といふてよい物と申た所が、子どもながらに、敬の意味が合点のいたのじや。神様をうやまふもてふど是と同じ事で、加様にして敬まふといふ一物が有たら決して御受はない。或人の歌に「ふしおがむ社のうちは月なれや心の水のすまばうつらん」此通で、此方に少しでもおれが／＼の濁りが有ては、何ほど見事な鳥居を立たり、銅燈籠を上たり。さまざまの備へ物をして拝んだとて、どふして是が神様の御心にかなはふぞ。依てどふぞ神様の御心にかなはふと思へば、まづわが胸に手を置いて、わしは是迄どふいふ所作をして來たぞ、不

忠不孝の行ひはなかつた歟。人に不義理はせなんだ歟。偽をいふたり陰日向ひなたした覚えはない歟。トツクリと吟味して、少しでも心に覚えがあらば神様に向はぬさきに、親のある方は親の前に手をつきて断をいひ、親のない方ならば、仏壇のまへで、先祖父母の位牌にわび言をし、少しも心にかゝる事が無い様に成た上で、もし参宮するならする。又何所の神様へ参るも其通り。とかくわが心に恥かしう思ふたり氣ずひのせぬ所があるなりで神様の御前へ出たとて、決して御受のないといふわけがわからいではならぬ。くれぐもわが親や主人や、又は夫兄に向ふても、又親類町内知音ちか付、總じて生てゐる人が承知せぬ様な事では、神様は決して御受がない故に、何時でも神様の御前へ出て、はづかしう様にしておくが敬神の第一也。又愛國といふ事は、御たがひにギヤツと生れて出た、此大日本神國を愛する事なり。此御国を愛するとはいか様にする事ぞといふに、愛はめでいとをしむといふ事にて、たとへば老人などをいとをしむといふは、早ういへばいとしいとおもふ事で、畢竟は大事と思ふなり。すべて親を愛し子を愛し妻を愛し、又は花を

愛するの、鳥を愛するの、器物の類を愛するのといふも、畢竟大事と思ふ事で、愛国とは此日本を大事におもふ事也。是また申迄もなく、わが生れたる國を愛する事は、教へもせず習ひもせねども、此西京に生れた人は京の鼈負する。東京に生まれた人は江戸の鼈負をし、大坂生れならば、どふでも大坂のひいきするに違ひはない。夫はモフすめば都で、わが所をわるいと思ふ人はない。いかなる山の奥、海の果までも、わが生れた國のひいきせぬ人はない。スリヤ此日本に生れた人が日本の鼈負せぬといふ事があろう筈はない。それに今あらためて愛国といふ御教へを立させらるゝは、てうど上にあぐる敬神と同じ事で、千万人みなわが生れた日本を、にくみもせず、愛する心がないではないが、サア今首すぢ押へて問ふた所で、眞実腹の底から、此國のひいきをし此國を愛してゐるといふ人が甚だ少い。夫をいかにといふに、今物を愛するといふ中にも、恐らく親が子を愛するほど深切な物はない。いづくの親でも、サアわが子がかわい、不便なと思ふ段になると、人のそしりも世の恥もサツパリと忘れ果て、たゞ我子の為のよい様、我子の人ににくまれ

ぬ様、笑はれぬ様と、明ても暮ても、夫より外に思ふ事はない。方今此皇國の人も、此日本を、夫にもまさりて大切に思ふて暮さねば成ぬ筈なれども、赤面ながら、第一にかく申す我々どもが、心に立返つて思ふて見るに、左様にまでは思はずして、うかくと長の年月を送つて来て、只今此御教則を拝読するに付ても、恐れ入た恥かしい事也。依てモフ只今からあらためて愛國の実情を尽さふと思へば、先第一にわが身を愛するが肝要也。尤此身を愛するといふに、二タ様が有ていさゝかも身勝手の欲にひかれずして、忠孝節義を第一にして、家業におこたらず、我身一分を大切に守つたならば、是がいかにも道にかなふた身の愛し様なり。それに引かへ、何事も人のためのよい様とは思はず。たゞわが身一分の勝手のよい様にと斗りしてゐるはこれが道にはづれた私の愛し様也。しかし此わが身一分の勝手を思ふといふ。此欲心がいかにも捨にくい物と見えて、一かどの学者碩学ともいはるゝほどの人でも、折々は此欲にはなれ兼て、不学の人にも恥入らねばならぬ様な事がある。これらは誠に身を愛せざるの甚しき事で、これが直に國を愛せぬと申す

物じや。先に申す如く何事も大切に、身の行を正しふして、万人の定規手本ともなる様に有たならば、是が実に身を愛するといふ物にて、わが一家がよく治まる。一家が能治まれば是が家を愛するといふ物也。其通なれば、おのづから人々の家を治むる規矩となる。さすれば必其隣が出来て、自然と其国所までの風俗が能なる道理なり。大むかし此日本を外国から君子国といふたといふも、風俗のすなほに正しかつたを譽て申た事と見ゆる。さればわが身がよく修まり、家がよくと、なふて、一國仁じんをおこすといふ場に至つたならば、これが實に愛國の至極ともいふ物であらふ。尤富國強兵といふ事が有て、これらはいかにも愛國の肝要でもあらふけれども、是もわが身一分がおさまらぬ様な事では、とても其場所へは至られまい。スリヤどふ有ても愛國の本はわが身を愛する事で此身の本は心なれば第一に心は正しうなければならず、心の正しい所から、身もおさまり家も治まり、又富國強兵の心も皆此所からおこる也。わが本心が正しうなふては富國の事を思ひつくといふても、只目の前の利欲をはかるのみの事で、商売の上におゐても、たゞ人まへの見

えのよき様とのみ思ふて、後々の為はかまはず、たとへば反物一つでも、外へ出る端の所ばかり、地合もよく見えも能ふて奥の方はさんぐの事がしてあるといふ様な薄情な事が有たり、万事がこれにつれて、只我一分の利欲のみをはかるといふ様な事では、此身は神國の人でも心は神國の人の心ではない。又強兵とても同じ事でわが身一つさへをさまらぬほどの人がたとひ武術を勵んだとて、つまり血氣の勇のみにて、義理の軍はならず。万一外国と戦争に成よふな事が有ても、どふも神風かふきさうにも思はれぬ。故に敬神と愛國とは二つあるものでない。敬神の心がないよふな事では富國強兵は思ひもよらぬ事也。依て愛國の第一は、まづ我身を愛する事にて身を愛するの本はわが本心に少しも恥かしき事なくして、白日青天の如くにて日々の所作をなす人ならば則是が最上の愛國でも有ふ歟と存らるゝ事。此敬神愛國の旨をすべき事とは、此身が丸で、敬神愛國に成切るやふにと仰らるゝ事なり。体とは此からだの事で、たとへば手足が此身について有てはなれぬ様に、しばしの間も、敬神愛國の心の離れぬ様にせよと教玉ふなり。

天理人道ヲ明ラカニスヘキ事

此第二則に、天理人道を明かにすべき事とある。この一
条におゐては、神道にかぎらず仏道でも又儒道でも總じ
て道を学ぶほどの人、此天理人道が明らかにない分では
教の本がたゞ。教の本が立ねば世界はくらやみ、乱
る、より外はない。それ故に此御教則を立られて、敬神
愛國に相つゞいて、皇國の教の大体となし玉ふ也。尤天
理と人道と二ツといふではないけれども、物には体用と本
末とが有よぶな物にて、天理といふ本が立さへすれば、
自然と人の道は安らかに行はるゝものにて、支那の教の
大学の書にも、大学之道在レ明「明徳」在レ新レ民とあり。
又仏道にも上求菩提下化衆生など、云てある様なもので、
人の道を全く行ひたいと思へば、先この天理といふ事が
わからひではならぬ。天理とは、天の道理といふ事。天
の道理とは何事なれば、何も珍らしい事はない。春にな
れば花がさき、秋になれば紅葉する。暑ふなる時分に暑
ふなり、寒ふなる時分に寒ふなる。四季折々のうつりか
はる有さま。ことしは太陽暦で、年が早う成たといへど、
ヤハリいつもの時候にならねば花もさかず。十二月のは

じめが一月に成ても、いつもの春の気に移らねば鶯はな
かぬ様な物で、昔から定まつた通り。尤其中に、元亨利
貞といふ四の徳が自然とそなはりて、一年にも一月にも
一日にも、悉く此道理が動かずして、一切の事に行わた
り、人間一代のありさま生としいける物のはたらき、今
日目に見ゆるほどの物、耳に触れる程のもの、ことぐ
く此天理一つのからくりにて、森羅万象のいきてはたら
く有さま、言語道断奇妙ふしきの物で、此天理のわけは
逆も一朝一夕にいふ事も出来ねば書く事は猶出来ず。て
ふどある仏者の歌に「法華經はねみだれ髪にさも似たり
いふにいはれすとくにとかれず」。たとひ釈迦如來でも
孔子でも、一大事の場所は、何ともいひやうはないか
して、天何をか云や。又四十九年一字不説とあるも、い
ふべき事がない故歟。又ない筈じや。元来音もなく臭も
ないもの。夫なら又とんと知られぬ物がといへ
ば、前かど神道に志のふかい人が吉川惟足老人に神道の
大意いかんと問ふた時に、老人梅花に指さして「尋ねれ
ばいとゞ神代の道遠したゞ目の前のことはりを知れ」と
道に志が立て、何卒して神道の奥義が知りたいとか。天

理人道を明らかにしたいとかいふ志が厚ければ、有レ志者成といふ通りで、どふいふ所で見付まい物でもない。何も是が千尋の海の底をさがして来いとか、天にかけはして尋ねて見よといふ様なむつかしい事ではなく、もとよりめい／＼に備はつた道理で、そもそも母の胎内にやどるやいな、直に大御神より授かつて備はつたる真心は、こぢはなしても離れぬ明らかな鏡なれば、みがいて見よふと思ふ心さへあれば、古人もいふてある通り「みんな人のもとの心はますかゞみみがゝばなどくもりはつべき」といふ如く、みがひて光らぬ鏡があらぶ筈はない。夫故に朝な夕な心にかけて此鏡の光をちらりと見付さへすれば、是が天理といふ物で有た。是が大御神より給はりし真ごゝろで有たと。日が見て見れば、第一則の敬神愛國の旨もいよ／＼はつきりとわかる道理也。また人道といへば、御高札の第一条にも仰出された通り、人たるもの五倫の道を正しくすべき事と仰られて有。あれが直に人の道で主従親子兄弟夫婦朋友、此五ツにみな道が備はりて親子のしたしみ、主従の義理、夫婦の行儀、兄弟目上目下の次第がら、朋友世間の交に信実を尽す。此事

は皆能う御承知の事。しかし聞事もあく程聞。道理も十分知てゐる様に見へても、其所作は一向出来ず、其通の勤まらぬといふ人が得てある物じや。は何故であらふぞ。夫で第一則にも敬神といふてある様なもので神国に生れて神様を大切にするは知れ切てあるに、事新らしう敬神と仰らるゝは、此身は神國に生れても、心が神國に成てない故、外國の人に対しても恥かしい様な事になる。夫が口をしい故に、實に神國の神國たる事を弁へて、常に神様の御心にかなふ様に成ておかねばならぬによつて、敬神愛國の旨を体すべき事と仰らるゝと同じ事で、此五倫の道も親子の間は加様な道理、主従の中はかうしたわけと、道理だけはわかりても、其通りの所作の出来ぬのは、明らかにない故の事。依て此一条にては、明の字が眼で、てうどかの大学之道は明徳を明かにするに在と云てあると同じ事で、明徳はめん／＼に持合せた物なれど明らかにせねば間にあはぬ。たとへば鏡が有た逆、くもつて有てはやくに立ぬと同じ事で、天理はかうした訳、人道は加様な事と、口で斗ばかりいふて居ても明らかにならぬ分では今日の用にたゞ。わるう間違ふと孝経で親の

あたまをはるの、又は論語よみの論語しらずなど、一向に大学一冊知らぬ人にも恥かしい様な事はある。夫故に天理人道を明らかにすべき事と仰らるゝは、たとへば鏡はよく磨ておけ、包丁はよくといでおけと仰らるゝ様な物で、細工を手際よくせうと思へば、先道具からきたふておかねばされぬ鉋かんなでは板はけづられず。鑄さびた包丁では料理は出来ぬ。何時でも間に合ふ様に、平日きたふておく様と仰らるゝ事で、此天理人道が明らかに成てないと人の身の上は何時どの様な事がおこつて来ふやら、しぬが浮世の有様じや。夫に何の了簡もなふ、天理がどの様なものとも、人道といふはかうした訳とも知らず、闇雲くろくもやらしてゐて、サア何ぞ急に事の起つて來たとき、アレアレといふ斗で、てふど手あやまちの出来た時に、火消道具のない様なもので、只うろたへる斗り。第一に今日親に事へ、主につかへ、又子を育て家来を引まはし、家内眷属を治むるといふても、定木なしにたち物する様な物で、辻もまともの事が出来ず、いつでもゆがみ通し、くるひ通しで、あちらでも行あたりこちらでも不足いはれて、後悔のたゆる隙がない。或人の歌に「さとりなき

身のおろかさぞしらける先にはたゝぬ悔のみして」。折角神國の真中に生れ、殊に明らかな眞まこところを神より授かりながら、泥まぶれにしておくは勿体なき事にあらずや。

皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムヘキ事

皇上とは一天の君の御事也。奉戴とは、奉とは今神前へ物を供へるとか、又は貴人の御前に物をさゝげ奉るのといへば誠につゝしんで、目八分に持てすゝむなどが奉なり。戴とは頭にいたゞく事で、畢竟御上を大切に敬ひ奉る事、はじめ第一則に敬神といふてあるも道理は同じ様な物、神に上の訓わくが有て、いきた神様は則皇上御上也。

御上を大切に重んじ戴き、又朝旨を遵守とは、朝廷より仰出さる、御趣意は、何事によらずいささかも背かず、大切に遵ひ守るか遵守也。せしむべき事とは誰にもかれにも此趣を合点させて能々したがひ守らせよと仰らるゝなり。此御詞が甚大切なり。是をから学びの大学でいふと、第一則は明徳、此第三則は新民なり。此一条も、又別段の事でない。惣じて御上を御大切とおもひ、又仰出さる、御布告の趣何事によらず違背仕らぬといふ事は、

今更申までもない事なれども、表むきはかしこまり奉て
ゐても、内心に少しでも背く所があれば、かり初の詞に
も不足が出たり、何となふ心よう思はぬ様になる。是は
大体の本を失ふてゐる故なり。たとへば下々のめいく
の上でも一家の改革といへば、すべて是迄の旧弊仕來り
の事を一旦さつはりと改めかへて仕法立をする段になる
と勝手のよい事斗りが有物ではない。中には指あたり勝
手のわるい所があれども、夫が勝手がわるいと云て、ヤ
ハリ是迄通の事を取出した分では改革がなる物ではない。
たとひ少々勝手がわるからふとも、其仕法通りを守つて
ゆけば、其内に法が立て一家の相続か、リンと出来てゆ
く是は手のひらほどの我々共の家でさへ其通り。まして
や一天下の大変革御一新と成て、旧弊一切御改になるに
付ては、一旦は下々に於て、勝手のわるい様に思ふ所が
有まいとはいへぬ。しかし此勝手のわるい様に思ふ所を
能々考へて見ると、多くは我一人の利徳をおもひ、我一
分の勝手を思ふてゐるに相違なし。御上の思召は、たと
ひ民百姓(ひんびやう)が当分は難儀に思ふ事があらふとも、ゆく末の
世渡りの安心な様にしてやらふと深き思召有ての御政事

と窺はるゝ也。夫を只目の前の我一分の了簡を以て、い
ろくと私案を廻らしさまぐの説を立て、とやかうと
申す坏といふは、實に親の心子しらずと諺の通りなり。
かたじけなくも一天の君は、万民の父母にましますから
は、たとひ今いづくの親の心にしても、我子に難儀さそ
ふと思ふ事があらふ筈はない。古人の句に「へし付る親
の涙や二日灸」といふ如く、モウ今からわるい事しませ
ぬ、どふぞ堪忍(かんにん)と逃あるくを、無理無体にやり付て
灸をするは、只無事に成人がさせたい斗り、父母は唯
疾を憂ふといふ通りにて恐ながら、一天の君も万民を病
人にしてやりとうないとの思召。夫故に種々さまぐに
御心を碎かせられ、日々の御布告も畢竟万民を末長く安
穩に暮させてやりたいと思し召る、故の御事なり。此深
き思召を仰ぎ奉れば眞實に肝に銘じて有難く思はねばな
らぬ筈也。物にはすべて覚悟といふ事が大事にて、覚悟
といふは成事はなると知り、成らぬ事はならぬと知るが
覺悟也。覺悟さへあれば、即今大安樂となる事也。何事
も我一分の思案にてゆく事とゆかぬ事がある物じや、夫
を得てはゆかぬ事を無理無体にやり付ふとするが迷ひの

第一也。今日いさゝかの家事を取扱ふ上でさへ此道理がある。まして御上より御出さるゝ事を、我了簡を立て、とやかふ思ふのどふのと云は、全く覺悟がない故也。第一の覺悟といふは、我此身と云物は我が物でないと云覺悟がしてなければならぬ。わが物でなければ誰の物であるぞといふ御方があらふ。忽ち此からだは此まにて御上の物也。からださへ御上の物なれば、まして我家内眷属は申迄もない御上よりの預り物じや。夫を此からだは勿論家藏諸道具迄、皆我ものと思ふ所から何事も間違ふてくる。夫は何處なればもし此からだが我もので、勝手に出来る物ならば、からへ飛ぶと、天竺へやど替せうと、自由になる筈なれど、中々思ひもよらぬ事。ちよと大坂へ一夜泊に下つて来るといふても、戸長へゞけるとか。わづか五日や十日の旅するにも、往来券がなければゆかれず。又我からだで、わがする事は構はぬといふて、火付をするか、盜をするか、人を殺すか、にせ金するかして見たがよい。忽ち御上の御手に入て、夫々の御仕置に成じやないか。是で此のからだの我物でないといふ事を、よく／＼覺悟をせねばならぬ。夫を心得違して丸で

わが物と思ふからして、さま／＼の無分別も迷ひもおこる物じや。是故に此三則をとくと会得せうとおもへば、先第一に此からだは我物でないといふ事を、最初に合点するが肝要なり。さすれば第一敬神愛國の仕様もわかり、又天理人道といふ事も、皆此所から手がついて来る。別して今日一天の君の有がたい事が身にこたへて分つてくると、日々の御布令から、總体何事によらず、御趣意を有難くしたがひ守る様にも自然と成て来る。夫故に始めて敬神愛國の旨を体すべき事と仰られ、次に天理人道を明らかにすべき事を教られ、終に皇上を奉戴し、朝旨を遵守せしむべき事と仰出さるゝは、申上る迄もない事なれども、誠に動きのとれぬ肝要の御詞。別して結語の遵守せしむべき事とあるは、是が甚大切の所でせしむべき事とは、自分にもよく遵ひ守り、又我家内其外の人にもことゞ／＼皇上を有難く奉戴させ、朝旨を有難く遵守さす様にとの御詞なれば、最初にも申通り支那の学でいへば、第二則の所は明徳を明らかにするの事、第三則は民を新にするの事にして、仏道では自度他度とか云て、先我身が生ながら成仏して其上で、又衆生を済度して成仏させ

よといふ場所なり。先年北国の道中にて馬士歌を聞し時

「身を捨て又身をすくふ貝一枚子」^{かいまいこ}と、うたふてゐた事が

ある。いやしき馬士うたなれども能道理にかなふた歌で

「山川の末にながるゝとちがらも身を捨てこそうかふ瀬

もあり」といふ所から出たやふに思はるゝ。身を捨ると

は我をする事。まづ人をすくはふとおもへばわが身勝

手から捨てかへらねば、とても人をすくふ事はならぬ。

夫故に此一則も人々に皇上を奉戴させ、朝旨を遵守させ

ふとおもへば、第一に此身が皇上を有がたく奉戴し、朝

旨を有難く遵守せねば是を以て、人に及ぼすといふ事は

ならぬ事なれば、くれぐれも我身に我といふ物のない事

をたしかに明らめて、即今加様に安穩にして世をわたる

といふは、實に大君の御恩澤と知て、此三則の旨を謹し

んで守り、又人々にも守らせて、御一新の御趣意にかな

ふ様に致し度事に存候なり。

三則説教心学道しるべ 終

『三則説教心学道しるべ』一編 柴田遊翁

(明治七年十二月)

三則説教心学道しるべ二編

中講義柴田遊翁述 門人上田貞幹聞書

ふして思ひ起てかぞふる万代は神ぞしるらむ我君のため。

此歌は古今集の祝ひ歌の中に出たる素性法師の歌なり。

これについておもふに、先年以来天下の御一新と成て、

万機の御政より、一切の事悉く御改而成、第一に暦から

改まりて太陽暦と成、昔から満月といへば、月の半に定

まり切て有た物が、月末に成たり月頭に成たり、是等の

事を始として、物事の改まりかはりたる事は目を塞ぎ指

を折て考たとて、数へ尽さるゝ様な事ではない。加様に

物事いさぎよく改まりたるに、肝心の事が一ヶ条改まつ

てない。夫は何ぞと申すに、此大日本の万民の心が改ま

りてないやうに思はるゝなり。一体此御一新の事は、何

故に此様に一切万端改めさせられねば成らぬぞと申すに、

恐れながら此御代がいよ／＼萬々歳太平に治まり、万民

が此腹鼓を打て安樂に世を渡る様にあらせ度との格別に

厚き御趣意と伺はる、なり。然るに万民の心がよこれたまゝで有ては、此上もなく有がたい御一新と相成たる甲斐がない。たとへて申さば、大勢寄せ集りて酒宴を催した所に、何程立派な馳走が有ても、肝心の酒が味のわるい濁酒で有たらナント其酒宴が面白う出来るであらう歟考て御らうじ。面白からう筈がない。ソコデ台所へ申付て、これを改めさせた所が今度は酒を入れたる器は、いかにも奇麗にいさぎよい器に改まつてあるゆへ、是ならよからうと思ふて飲でみればヤハリ酒は本の通りの濁酒で有たらどふで有ふぞ。是ではどふも面白う酒宴は出来ぬ。夫とてふど同じ事で、ナンボ頭の髪ばかり散髪にして奇麗に切て仕まふたとて、今日いさゝかの人欲身勝手を只一つも思ひ切る事がならぬ様ナ事では可^{あたら}惜^{おそれが}髪を切た功がない。昔僧正遍照が「たらちねはかゝれとてしもむは玉の我黒髪はなでずや有けむ」とよまれた通り、折角父母の手しほにかけて撫^{あつぱれ}つさすりつしてのばして貰ふた、みづくとしたうるはしい髪を惜氣もなく切て仕まふといふ事については、何ぞ格別に尤ナ、ためのよい事があらこそ、散髪は勝手にせよと仰出さる、也。此所を得と

考へてみねばならぬ。恐ながら御上の御深意をはかり奉るに、万民に先一身の改革をするについては、第一に銘々に大切に思ひ惜^{おそれが}と思ふてゐる髪を一つ切てみよ。是を惜いと思ふならば、此上に今一ついかにも大切に惜いと思ふてゐるものがある。夫を切て仕まはねば一身の改革は出来ぬが其事は分りてある歟。頭の髪よりまだく惜いものは何で有ふぞ。めんくにおれがくといふ物を此上もなく大切にして此我^{おれが}に離る、事は首を切らる、よりも難儀な様にみゆるが、此通りに惜んでゐるおれがといふ物を一つ切て仕まはねば、一身の改革が出来ぬ斗りでない。昔より君子国ともいはる、此大日本神國の人とはいはれぬが。天晴此^{あつぱれ}皇國の大和魂といふものがあるならば、おもひ切て此おれがから切て仕まはねばならぬぞよと、其所へ氣のつく様にしてやりたいとの思召でも御座らふ歟と、ひそかに存らるゝ也。箇様の御事で有ふならばいかにも難有ふ思ふて切らねばならぬ筈じや。尤此我がといふ物を切て仕まふといふことは此方の作意で申す事では御座らぬ。是を支那の学でいへば、論語の中に、孔夫子が、三千の御門人の中にて第一の顔回に仁の

事を示し玉ふ所に、克「已復」礼といふてあるが、此克己もいふ事は、何も外の事ではない。此我といふ物を切て仕まふ事にて、此克「已事さへ出来れば、かの三則の御教も皆此中にこもる也。逆もめん／＼と思ひ切て此長の年月大切にして明暮に撫まはしてゐたる髪を切たほど之事ならば、今一つ思い切て此我^{おが}をさつはりと切て仕まいたき事なり。古へある高貴の御方の御歌に「思ひ切る心の刃一つだにあらば浮世の網^{つな}はものかは」。心の刃とは心の決断にて、すべて人は今日する事はする。せぬ事はせぬといふ心の決断がなければならず、此決断を心の刃として、おれが／＼の身勝手といふものを一つ切てさへ仕まへば、忠も孝も一切人の道は自由につとまる也。浮世の網^{つな}はものかはとは、何がすまぬかがすまぬと引つきまはる浮世の網ぐらひは、やす／＼と切て仕まふ事がなるものそと示し玉ふ也。是と一つで此度の散髪も、うかうかと思ふてゐてはならぬ。ナンボ形ち斗りが替つたとて、腹の中の立てかへが出来ぬ分では、御一新の御趣意にかなはふ道理がない。夫ゆへに第一に天下万民の腹の中をサッパリと洗濯して遣はされんとの思

召にて、三則の御教を立られ、あまねく天下の神官僧侶を始として我々如き者迄も教導職の中に加へられて、あまねく遠国辺鄙の賤の男賤の女迄に、説教を施す様に仰付らるゝ事は、全く万民を我子の如くおぼし召る、故の御事にて、此御恵の深き事は実に詞に余りて、申上ふ様がない。抑先年以來御一新と相成て後恐ながら一天の君の御苦辛、既御巡國の節も御互に拝し奉て驚き入ましたるは、此平安城九重の内に在せられ、あらき風にもあらせられぬ御身として、勿体なくも玉体を炎天の日にさらされ汐風にあたらせられて恐入たる御姿を拝し奉りし時は、只涙に咽ふより外はなかりし也。かほどまでに御苦勞遊ばざるゝは外ではない。全く天下万民のためと思し召る、故の御事なれば御互の身の上にては何と心得たら宜しからうぞ。夫に付て始によみ上たる歌は「ふしておもひ起てかぞる万代は神ぞしるらむ我君の為」。此歌のこゝろは一日の日をつゝがなく暮して、夜分寝所に入付ても、此安樂は全く天朝の御恵と仰ぎ奉り、又朝目が覚て起出るに付いては、加様に何の苦もなく起て、門の戸を明るといふも、ひとへに大君の御恩、四海浪静

にて、枝をならさぬ御代なればこそと、有難く思ふにつ
いては恐れながら此君の御代万々歳の限なく榮へましま
す様と朝毎に手水をつかひ身を清め心を清めて天照皇太
神を拝し奉り、又氏神を拝むに付いても、此事を心に念
じ奉り、ふしておもひ起てかぞると、寝てもさめても
只大君の御代万々歳をかぞへ祈る心をば、神ぞしるらむ
我君の為とは、此通りに祈り思ふ心をば、神はよくしろ
しめして、ともぐに此君の千代万代の御栄へをば守ら
せらるゝで有ふとよみたる歌也。總じて和歌は人の心を
たねとして思ひをのぶる者ゆゑ、只一トすぢに我君の御
代長久と祈る心は、此一首の上にあらはれたり。此うた
の通りに、御互に日々思ふて暮さねはならぬ筈なれども、
其心にならぬといふは眞実に天朝の御高恩の難有事が身
にしまぬ故也。總体此難、有いといふ事は世界の人が
日々に沢山にいふ詞なれども、實に有がたいといふ事は
分らずして只口さきで斗りいふてゐるが多い。難有とい
ふ事は有事難しといふ文字にて、いかにも余計に有にく
い事をいふ也。夫にいさゝかのものを人よりおりくりても、
是は有難ふごと。ちよと煙草の火を入れてくる、人が有

ても是は有がたぶござると。其様に有難い事が沢山有た
ら何も有難いといふ物ではない。夫は至て有やすい物な
り。眞実に有難といふ事は只一つよりなきもの也。其只
一つよりなき物は何ぞ。御互に加様にしてゐる唯今が、
又一つとなき有難い事也。世界は広き物なれば加様にし
てゐる即今唯今火事のある所が十ヶ所も二十ヶ所も有べ
し。又只今急病が発りて医者よ針立よと騒いでゐる所も
有ふ。また道中で追剝に剥れてゐる人も有ふ。親のゆる
さぬ不義いたづらで心中したり身を投たり、又は梁に繩
をかけてゐる人也有ふ。或はさまぐの御法度を背きて
木の空へ上つたり、いきた地獄に繋てゐる人も有ふ。又
難産して苦しんでゐる人やら、二階から落て目をまはし
てゐる人やら、實に仁義教恋無常。千万無量で、つら
い悲しいいまゝしいと、虚空をつかんで泣たり腹立た
りしてゐる所が何程有ふもしれぬ。其中に何の幸を以て
か御互に今日只今此世界に此通り物いふてゐるとも説教
を聞いてゐるとも、我ながら覚えず知らずして、加様にし
てゐる只今は何とマア有難い事ではござらぬか。是は誰
の御陰ぞ申迄もない大君の御恵太平の有難き其上に又あ

まねく民の心を安らかに樂しませ度との思召にて此説教に及んである。サア此有難き事が又二ツと有ふ歟。此有難さを思ふてみれば、誰に聞いでも催促を受いでもひとりが手に毎朝神様に向ふやいな、わが大君の幾万代も榮へまします様にとかぞへ祈といふ心が起らいではならぬ。此心が真底から起て出て神に向ひて念じ奉つたならば、必定神が是をしろし召て御受があるに違はない。加様に申シても疑ひ深い方はナンノ此方如きものが二人や三人大君の御代万々歳と云て拝んだとて神さまが是を知らせられふ筈がないと思ふ人もある物じや。夫故に此度二則の御教を立られて其第一に敬神の二字をあげさせられたるは神を敬ふ其敬ひ様によりて何様の匹夫下郎、奥山にすむ木こり山賤、又かづきする海士の娘たりとも真心だにあれば急度神の納受ましますといふ道理を明らかに知らせてやらうと、あくまで厚き御仁恵にて、此御教則を立られたる也。先我々如き者迄の押し祈る所を、神がしろし召歎しろし召ぬ歎是非に知し召スに相違ないといふ明白なる証拠を挙て御咄し申さふ。是は唐の咄でも天竺の咄でもない。こゝ五十里ともへだ、ぬ場所にて、確

乎とした証拠がある。我等先年津候の御招に預り下向致したる時滞留中の咄に、当城下岩田といふ近辺に柏原某とて所の大庄官只今で申せば、総区長でも勤よふといふほどの家柄で有たが、父には早くわかれ母斗り成しに、此子息常に其母に孝心にて所の人も感じ入斗で有た。ある年の春同じ年此の人々にさそはれて船遊びせしが、折しも空は十分に晴渡りて殊にのどかなる日和にて何の思ひもなく漕出し尤酒肴はいふに及ばず、めんくに思くの遊び道具を用意して、己[巳]の魁比より乗出しあが、追々酒がまはり流行歌やら淨るりやら、段々と面白う成て来た処から、一人が云出すよふはイツソ是から此何んで參宮する事はどふぞ有ふといふと、めんくに若い者同士なれば夫は妙じや。サアく此なりで早くやれといふ時、かの柏原の子息のいふは、おまへ方は勝手に参宮して下され。わしは宿に年寄た母がある故尋ねてみずにはどふも御供がならぬといふと、皆々口を揃へて又貴公の母が、久しい物じやよふマア思ふてもみや、貴様一人では有まいし此通りに銘々皆親もあれば兄弟もある。誰じやとて命の惜うない物はない。夫も何ぞ氣

が、りな日和といふではない、此様に何處に一つ云分の
ない天気夫迷も道の百里も二百里もある処歟。畢竟目
先でツイ一日二日で帰らるゝ所何の子細があるのも歟。
其様ナ付合のわるい事をいはずにサア／＼早う船をやれ
といふと、イヤ／＼おまへ方は夫で安心なれば子細はな
けれどもわしはどぶも母の事が気にかゝる。暫しの間待
て下されと云つゝてんまに打乗て早々に漕戻したが暫
時之間に出て来て、今宿へ帰りて母に尋ねたれば、母の
いはるゝには成程日和もよし子細は有まいけれども、こ
れが船でなければ参られぬ処ではない、結構ナ道がある
からはやはり参るならば陸で往てくれるといはれますから、
誠に付合はわるいけれどもおまへがた斗り参て下されと
断いふに付て、扱々かた意地ナあほうな人もあるものよ
など云ひつゝかたの如く三味せん太鼓、手踊りするやら
物まねするやらさいつおさへつしてゐる中に、程なく香
良洲の沖にかゝつたは未の下りと思ふ比、今まで一点の
雲もなきみどりの空に忽ち東の方にあたりて、横に白き
雲が一筋細くみゆると船頭が俄にさはざ立て御客様これ
はどぶも成ませぬといひ出す。何をいふぞと問へばサア

あの雲は風雲で追付強く成て来たら何とも仕様がない。
どなたも覺悟をして貰はねば成ませぬといふにめん／＼
に酒は十分にまはつてある。此日和にあれ程の雲に何の
子細がある物歟といふ内に、早一面の雲と成て風が吹出
すと思ふがいなや、急に大風となり、一天墨をぬりたる
如く目たゞく間に雨になり、めん／＼に是は／＼とうろ
たへる内、風はます／＼はげしく成て船は手まりをつく
如く大浪にゆり上やり下しする船頭は夜叉のあれたる如
く、わめきさけびて、爰を最後とはたらく。かの元気の
よい若い人が一人として頭を上る者なく声の限りに南無
象頭山金比羅大権現、南無大悲觀世音菩薩、南無天満大
自在天神、南無大師遍照金剛と念仏やら題目やら泣やら
さけぶやら其内に山の如き大浪が来ると難なく船は海底
に打込み、むざんやかの若き人々はいふに及ばず、平常
に海に馴切たる水主までも悉く沈み、やふ／＼と船頭一
人からき命を助かりし也。此話は香良洲沖の難船とて
兼々人の噂にも聞。猶また津表にて現在かの柏原氏の宅
をも見て帰りし事なり。是にて先に申述たる通りたとひ
いかなる人にもせよ君を思ひ親を思ひ夫を思ひ兄を思ふ

誠一つが貫きたらば必神の御加護を蒙に相違なき事を知べし。さればこそ北野の神詠にも「心だに誠の道にかなひなば祈らず速も神や守らむ」と有て、かの柏原氏も兼て母につかへて孝心深き所よりはからず此大難をのがれたり。これ全く此人の平日の誠心が大御神の御心にかなひたればこそ此通りの利益がある。夫も参宮したに依て、此難を遁れたりといふではなく、現在余の人々に背き參宮せずして却て此通り危き所を遁れたり。是にて敬神といふ事をよく会得して神様に向ふ時斗をいふではなく、人たる道にかなひて心の誠さへあれば神はよくしろしめして常に守らせらるゝ事をたしかにしらねばならぬ。夫故に我々如きいやしい者でも眞実に大君の御恩を思ふて明暮に御代長久万々歳と心の中に念じ奉りたならば決して神の御受が有に疑なし。其代りに誠なしに何程に拌んだとて祈つたとて御受のないといふ事も又聊も疑はない。是に付て古い咄しがある。さる処に至て心得の善ぶない人が有て、平日に博奕を始として賭の勝負が何より好物で富の札を買たり相場事にかゝつたり只懐手して金もうけするつもり斗してゐたが、どふも箱入の天理とい

ふはない物と見えて、とんと仕合のよいといふ事はなく、不都合な事斗が重なり、おひ／＼内証がむつかしう成て、顔しかめ通して日を送りた所が、ある町内に一軒の風呂屋が有て其亭主がある日氏神へ参て帰るに、四ツ辻でフトきらりと光る物が目にかかりて拾ひ上てみれば金無垢の一寸斗ある大黒天の像じや。ソコデ此男が天にものぼる心地で持帰り神棚に安置して毎日初水を供るやら御神酒を上るやら、大切に祭た処が、此風呂やが次第に繁昌し、入人は日々にふゑて僅四五十日の間に殊の外内証がゆたかに成て家を買ふやら藏をたてるやら、頻に勢ひがよく成た。是をかの博奕打が聞出して、どふぞして此大黒天を盜出さふと、毎日かの風呂屋に行てすき間を考てゐました。ある夕暮に例の通り風呂に入てゐた処折節其町内に何か騒がしい事が有て、近辺の人がめん／＼に外出して立さわぐと風呂屋の家内も同じく門へ出た。コレ幸ひと風呂を飛で上り兼て見て置た神の棚からカノ大黒天を引出し手早に衣類を着て家に帰ると、やにわに埃だらけの神の棚を払ふやらふくやらして、そこへすゑて置、急に夜店へ往て二タまたに成た見事ナ大根を買って来て大

黒天に供へ是迄滅多に神様を拝んだ事のない男が頻にボン／＼と拍手を打て、南無大黒天様トフゾ仕合の能くなります様風呂屋の通りに繁昌致します様といふて日々に拝んでゐて五六日も過た。ある日近辺に法会が有て仲間の博奕打が皆寄て来て朝から始まつて有る。かの男は出がけに大黒様を首のいたい程拝み早々に其場へ行て暫くやつてゐたが、いつにない拍子のわるい事で奇麗に裸に打負て仕まふた。サア腹が立て早々内へ帰り大黒天を引おろしてオノレマア此間からようも／＼おれに毎日頭を下させてなぐさみおつた。おぼえてるよといひさま飛石の上に置手比てごろの石を取て打ひしがうとする大黒天がコレ／＼おれをどぶする。ナニどぶするこふするも入た物歟、此間中おれが頼んだ事はどぶ聞た。ヲ、手前の頼んだ通にしてやつたがどぶじや。イヤおれが頼んだは風呂屋の通りにしてくれといふた。ソレ其通りじや。そちが風呂屋の通りにしてくれと、ひつこふ頼む故風呂屋の商売の通り丸裸にしてやつたといはしやつたと申事じや。此通りであたりまへの道に背いて無理な事斗りいふて祈たとてナンノ思ふ様の事が有ふ筈がない。「祈りてもし

るしなきこそしるしなれおのが心に誠なければ」。此道理もしさらずしてさま／＼の身勝手の願ひ望を立て神様を、せがむ人が世間に多い。是を鬼神けがを贖すと云て、畢竟神様をなぶりものにするといふ物で、此上もない罪の深い事じや。早くこれらの迷ひを晴して心の誠を立てるが肝要の事。逆もなならば先剋申述た通即今加様にしてゐる今に有難いといふ外に何ぞかはつた難「有事がある歟。又別に神道らしいものや仏道らしい物がある歟。此場所がとくと手に入て何さま此即今の場所より外に道といふ物はない」とたしかに会得が出来たならば夫が取も直さず天理人道を明めたと申物じや。此今有難い心を以ていづれの神に向ひ奉ても必御受のないといふ事はない。夫が直に敬神といふ物じや。又此心で物事をすれば、親は云に及ばず主人に向はふが、師匠に向はふが、夫で有ふが、兄で有ふが、友達でも、親るいでも、町内の人でも、又遠國の人でも、誰一人として悦で譽ぬ人はない様になる。是を愛國といふ。又此心で物事をすればおのづから日々の御布告に、もれる様な事はなく、第一皇上を奉戴して朝夕に御恩を忘れぬ様にあれば其誠が家内より他人に迄

も貫き是を見習へといはひでも自然と見習はねばならぬ様になる。是を朝旨を遵守せしむると申也。されば中庸にも天地之道可一言而盡と有て此広い天地の間が只一つの誠斗りで貫き切である。夫なればこそ只一首の歌にて雨も降ば雷もある。古人も天地を動かし鬼神を感じしむるを和歌の徳とはいへど、誠なしによんだとて感ずるといふ道理はない。スリヤ天地鬼神の感應より末世末代人たる者の鏡として聖人じやの、又忠臣じやの孝子じやの、貞女の義士のと、涙を流して称美をするは只人の心の誠一つに名けたる物なり。さればかの、「ふしておもひ起てかぞる万代は神ぞ知るらむ我君の為」とよみたる歌も君が代をいく万代迄もと祈る心は、必神の御受があるといふ事を知てよみ出されし物と思はるゝなり。猶また後席にこれらの意味を追々に申述るで御座らふ。

下座

三則説教心学道しるべ二編 終